

(様式第4号)

人権尊重のまちづくり審議会 会議概要

1 審議会名	人権尊重のまちづくり審議会
2 日時	令和4年10月27日 午後1時30分から午後3時30分まで
3 会場	中央解放会館 2階 大会議室
4 出席者	田中会長、山口副会長、堀内委員、金井委員、鉄矢委員、関委員、小林委員、成沢委員、土屋委員、宮之上委員、油井委員、山崎委員
5 市側出席者	(市長部局) 石井市民まちづくり推進部長、柳沢人権男女共生課長、堀内人権同和対策課長補佐、松澤人権同和対策係主査 (教育委員会) 久保田生涯学習・文化財課 人権同和教育政策幹、樋口人権同和教育係長
6 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
8 会議概要作成年月日	令和4年10月27日

協 議 事 項 等

1 開 会
2 あいさつ
3 新規委員・職員自己紹介
4 協議事項
<p>(1) 上田市人権施策基本方針（第一次改訂）の進捗状況について ・資料に沿い、分野別ごとの概略を説明（事務局）</p> <p>質疑等</p> <p>【女性、子どもについて】</p> <p>【要 望】（委員） 人権啓発推進委員会、また教育委員会で「ヒューマン上田」を配布している。年一回全戸配布だと、65,000世帯数くらいになる。自治会を通して広報誌と一緒に配布されるので、自治会加入世帯にしか届かない。非常に内容が充実しており、その時々でタイムリーな話題を掲載するなど大変良い冊子だと思っている。ただ、あまり手に取ってもらえていない印象を受ける。実際に手に取ってもらえなければ意味がない。例えば自治会等の人権講座で使ってもらおうなど、別の方法ももう少し工夫してはどうか。</p> <p>《回答》（事務局） 「ヒューマン上田」は上田市人権推進委員会の皆様が作成しており、大変素晴らしいものだと私も思っている。自治会未加入世帯には見てもらえないのではないかとのお話だったかと思うが、図書館や公民館等の市内各施設に置いたり、市のホームページにも掲載している。また、「人権を考える市民のつどい」などイベントの際にも配布しているが、より多くの皆様に見てもらえるよう、今後検討していきたい。</p> <p>【要 望】（委員） 市内の施設に置かれていることはわかるが、戸別配布を考えて頂きたい。このまま現状を続けるのか、もう少し工夫した形に持っていくのか。</p> <p>《回答》（事務局） 各戸配布は今後も続けていく方針である。これまで、市内施設に置く、ホームページに掲載するといった工夫はしてきたが、それ以上のこともあれば、今後検討していきたい。</p> <p>【意 見】（委員） 各自治会で配布できるのかという点もある。市民の方々に周知する方法として一番確実なのは、自治会配布や公的機関に置くことだと思うが、他にもこんな方法があるという意見を市民の方からも出してもらえるといいと思う。</p>

【要望】(委員) 配布したからといって百パーセント達成ではないが、配布しないともっと良くない。配布した中で、何人かでも読んでもらえる。また、資料は後で必要に応じて見返すことができる。やはり配布は続けてもらいたい。高齢になると、小さい文字で沢山書かれると読む気がしないので、フォントの大きさをあげて、文字数は少なくしてほしい。

【要望】(委員) 冊子は大変素晴らしい。ただ、本当に見ない人が多い。各自治会に、ただ配布をお願いするのではなく、そういったものを活用して学習してもらいたいと働きかけてほしい。年に一度人権週間などのときに、各自治会、公民館分館を利用して、学習会みたいなことをやれば、参加者が10人でも20人でも、その方々がこんなことを学んだと話すことで、広げていくことができると思う。自治会でのそういった活動が必要。

《回答》(事務局) 多くの皆様に「ヒューマン上田」を見て頂けるよう、様々な機会をとらえて今後討していきたい。文字のフォントなどは、人権に関わることとして、今までも考慮しながら作ってきているが、さらに磨きをかけていきたい。

【質問】(委員) 女性の分野の、有効な人材の活用の部分で、上田市の審議会の女性が占める割合40パーセントの目標値は、ほぼ毎回達成していると思われるが、市の職員の管理職に占める割合はどの程度か。国では、2,030年度までに30パーセントという目標を掲げている。市としてある程度数値目標を掲げて努力してはどうか。

また、例えば防災関係など、部署によっては男性職員が主で女性職員はほぼいないという部署があると思う。自然災害等で、避難所の開設、運営に関してメディアでも取り上げられているのでご存じかと思うが、災害時の避難所の設置や運営に関しては、女性ならではの目線での配慮がとても重要になってくる。従来の考え方からもう少し踏み込んだ女性職員の配置を考えて頂きたい。

《回答》(事務局) 市の女性職員の管理職への登用率は、昨年末現在で12パーセント程度になっている。数年前まで一桁だったものが、最近登用を積極的に進めており、徐々に上がってきている状況である。

防災関係のお話も出たが、最近では災害時を想定した実践的な訓練をやっている。例えば避難所の運営について、避難所を開設した際には女性職員を適材適所で配置し、特に必要な部分について女性職員が率先して動くというような訓練を徐々に進めてきている。それは、東北の震災や、19号台風での教訓が色々あり、女性の方が避難所において不自由をされたといったケースのお話が入ってきているので、女性職員もしかるべきところで任務を果たしていくという訓練を、徐々に進めてきているところである。

【質問】(委員) 人数的に、例えば職員10人のうち何人かは女性職員を置くという形を取っているのか。危機管理防災課の職員だと思うが、予め何人かの女性職員を人事で配置しているのか。それとも、災害時に急きょ応援に入る形なのか。

《回答》(事務局) 災害を想定し、女性職員もしかるべき配置をしながら、女性の方に配慮した運営をしていくというシミュレーションをしながら訓練はしている。配置という点で、消防署や危機管理防災課の女性職員としては、あまり進んでいない状況ではあるが、いざ災害等の事案があった時については、そういった配置で避難所の運営が円滑になされるような取り組みをしている状況である。

【要望】(委員) 県も、長野県は全国的に最下位の方に入っている。19号の台風でも随分被害があり、そこから大分進んできてはいるようだが、住民からすると、安心して生活する

ためにも予め女性を配置してほしい。

【要望】(委員) 防災や災害に関して女性の意見は大切だと思う。担当部署に女性職員が何人いるかわからないが、日頃いなくて災害時にいきなりといってもできないこともあるので、担当部署に何パーセントか女性を配置することが必要だと思う。

《回答》(事務局) 貴重なご意見を審議会から頂いたということ、人事部局に伝えたい。

【質問】(委員) 女性に対するあらゆる暴力の根絶ということで、相談事業をしているが、DV等は、家族間、夫婦間のことなので警察には相談せずに、市に相談ということも多いと思う。相談件数が出ているが、DVの相談で、子育て・子育て支援課と連携して対応したとあるが、被害届を出さない方も多と思うので、相談の中で警察に繋げずに、市の対応である程度解決している件数などを教えてほしい。

【質問】(委員) 今質問が出たDVのところで併せて質問したい。夫婦間だけでなく、実際に夫婦の喧嘩や暴力沙汰を見ている子どもに対する心理的虐待も多い。それが子どもにどのような影響を与えて、次の部分(教育相談)の4,608件の中に出てきているのか。その辺りも公にできないは別として、併せて実態を理解する必要があると思う。

《回答》(事務局) ただいまのDV、児童虐待の御質問は、後日担当課に確認し、お出しできる部分については文書で御回答させていただきます。

【意見】(委員) 子どもの分野で一点意見だが、子どもの人権に関する教育の推進とあるが、松本市では既に子どものための権利条例ができていると思われる。いじめや虐待の時、子ども自身が、自分にもそういう権利があることを学習し、学び取ることで、助けを求めたり意見を表明することが保証されていることがわかる。子どもの権利についての学習を、上田市でも考えて頂きたい。大人も学ぶことが大切だと思う。

【高齢者、障がい者について】

【質問】(委員) 高齢者の分野で、資料を拝見すると特に記載がないが、高齢者の人権問題というと、虐待問題が殊に大きいと思う。高齢者虐待に対する対応や啓発活動はなされているのか伺いたい。

《回答》(事務局) ただいまの高齢者虐待に関する御質問は、後日担当課に確認し、文書で御回答させていただきます。

【意見】(委員) 緊急装置を、民生児童委員の方で回って勧めている。12年の経験の中で、緊急装置が一番必要になるのは、二人暮らしの高齢者のうち、片方が亡くなって6か月くらいたったときで、一人では不安で眠れないということが起きる。そんなときに緊急装置があると、緊急で連絡できる安心感があるので、市で続けてほしい。料金が180円くらいだったとき、月にそんなに払えないという意見があった。今は月250円位の料金になっている。これは一般の方にも知識として知っておいてもらい、必要な方に活用してもらいたい。

【同和問題、外国人について】

【要望】(委員) 同和問題のことだが、学校での教員への研修は、学校ごとに違う。地域性もあると思うが、新しく入ってきた若い先生は、きちんと同和教育をされていないので、話についてこられない。同和問題に対して、わからないから、何を言ったらいいか、

何を聞いたらいいかがわからない。若い先生たちに、きちんとした同和教育をしてほしい。これは、同和問題だけでなく、子ども達のいじめやDVなど、全てのことに繋がることだと思う。

《回答》(事務局) 学校の先生、また学校によって差があるのではないかという御意見だが、実際年配の先生からのお話の中で、最近の若い先生が同和問題に詳しくないとおっしゃる声も聞いている。そういったことがないよう、教育委員会でも、学校に支援をしながら先生方への研修会をやって頂いている。先生方が、熱心にやっている様子も見させて頂いているが、まだご指摘のことがあるということなので、今後そういったことがないように、お願いしていきたい。

令和3年度には、国の委託事業を受託し、丸子地域を指定校として、学校・家庭・地域が一体となった人権教育の研究ということをやらせて頂いた。テーマを選べたが、子どもの人権と同和問題ということで選択して実施した。丸子の先生方に大変熱心に研究して頂き、公開授業や、丸子の人権のつどいでその成果を発表して頂いた。今後も同和問題については、学校の先生方にも深い理解を頂けるよう、図ってまいりたい。

【犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権問題について】

【質問】(委員) 資料を見ると、長野犯罪被害者支援センターのポスターを貼ったということで啓発としているが、他には何かないのか。相談の件数も、気になるところで備考に記載がなく、ただDVや子どもの虐待の件数が載っているが、犯罪が隠れているのではないかと考えながらお聞きしていた。子どもにしても、何が犯罪かがわからない、境界線とはどういうことか、自分が現在何をされているのかがわからないといったことから、教育委員会を通して、もう少し犯罪について考える、啓発する場があってもいいと思っている。上田市でも何か啓発していることがあれば教えて頂きたい。

《回答》(事務局) 境界線というお話があったが、プライベートゾーンのこととも関係があると思われる。上田市では、今年度、プライベートゾーンについて知ってもらう啓発が必要であると考え、まずは市内の保育園の保護者全員を対象に、プライベートゾーンについての啓発チラシを作成し、配布した。保護者の方への啓発も重要と考えたものである。ほかにも、市内の小学校と児童クラブに、子ども達を読めるよう、すべてひらがな表記にしたプライベートゾーンのチラシを配布し、貼ってもらうよう依頼している。また、デートDVの啓発冊子を作成し、市内の中学3年生全員を対象に配布をしたところである。

【要望】(委員) 犯罪被害者ネットワーク、全国ネットワークがあるが、そこが作成した子ども向けの漫画版もある。大人からの被害がとても多いので、大人も知らないといけないと思う。市民の皆様はその辺りをわかってもらえるような周知の方法を考えて頂きたい。

【要望】(委員) 様々な人権問題のところで、HIV感染者やハンセン病患者について、ホームページ上で啓発活動ということだが、今年素晴らしいドキュメンタリー番組ができたそうだ。映像を見て学ぶことも大切だと思う。上田市でも上映する機会など考えて頂きたい。

【上田市人権施策基本方針(第一次改訂)の進捗状況全体について】

【要望】(委員) 事業進捗状況について、前年度の進捗状況とともに、今年度の事業計画的なものも同時に記載してもらえると、事前の質問なども効率的にできるのではないかと思う。いつもこのようなパターンなので、改善できる場所はお願いしたい。

《回答》（事務局） 進捗状況について、前年度の実績のみの資料になっているという御指摘だが、次回は来年度の実施計画も載せるよう、改善することで検討したい。

【要望】（委員） 審議会当日は、担当課がないので、細かい内容はすぐに対応することが難しいと思う。事前に委員の皆さんに資料を送り、質問事項も事前に出してもらい、その上で回答をするようにしたらどうか。検討をお願いしたい。

【意見】（委員） 事業実績は読めばわかる。何を何回やったではなく、むしろ参加された方々の意見や考えが出てくると、新たな課題が見つかったり、その方向性でいいのだということがわかると思う。このような意見が出て、こんな傾向があるので、こう進めていきたいなど、そういう部分が出てこなければ、毎年同じことの繰り返しだと思う。

【意見】（委員） 話の中に、丸子地域の学校の取組内容があったが、丸子の人権のつどいに私も参加していた。中学生の発表があったが、とても素晴らしかった。

5 【犯罪被害者等支援について】

・資料に沿い犯罪被害者等支援について概要を説明（事務局）

今年の4月、長野県において、犯罪被害者等支援条例が施行されている。長野県、長野県警察、犯罪被害者支援センター、市町村、また関係機関、関係団体が連携しながら、犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減、生活の再建に向けて取り組んでいくこととしている。ここでいう犯罪被害者等とは、犯罪や犯罪と同様な有害な行為によって心身に害を被った方、またその家族、遺族の方である。

無差別殺人などの凶悪犯罪や、窃盗などの犯罪で、誰もが被害者やその家族になる可能性がある。

被害に遭った多くの方が、犯罪の直接的な被害だけではなく、被害後の精神的ショックや経済的負担など、様々な困難に直面し、苦しんでいるという状況がある。

ひとたび犯罪が発生すると、命を奪われたり、家族を失ったり、傷害を負ったりという直接的な被害に加え、犯罪捜査や裁判の過程における精神的な負担、また、マスコミの取材や報道によるプライバシーの侵害、周囲によるうわさや偏見、SNS等による誹謗中傷など、二次的な被害にも苦しめられることとなる。

被害者等が犯罪の発生によって受けた被害を回復し、再び平穏な生活に戻るためには、被害直後から途切れのない継続的な支援が求められる。

犯罪被害者等への支援体制の充実に向け、全国の自治体では犯罪被害者等支援に特化した条例を制定する動きが加速化しているところである。

基本法・条例等の制定状況は、国においては、平成17年4月に、犯罪被害者等支援を計画的・総合的に推進するため、基本理念や施策の方向性を定めた犯罪被害者等基本法が施行されている。基本法の第4条では、国の責務について規定しており、第5条で、地方公共団体の責務について触れている。地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定されているところである。

全国の特化条例の制定状況は、令和3年4月の時点で、都道府県レベルでは32の都道府県で条例が制定されており、このうち8つの都道府県で見舞金の制度が導入されている。市区町村レベルでは1,721市区町村のうち、384の市区町村において特化条例が整備されており、このうち

377 の市区町村で見舞金制度が導入されている状況である。

長野県においては、この 4 月に犯罪被害者等支援条例が制定されており、経済的な支援については、遺族の見舞金が 60 万円、負傷又は疾病等の療養期間が 1 か月以上で入院を 3 日必要とする際には、重症病の見舞金が 20 万円となっている。市町村では令和 2 年に、銃撃事件のあった坂城町で、犯罪被害者等支援条例が制定されており、遺族見舞金が 30 万円、重症病の見舞金が 10 万円となっている。

被害者等の支援については、全国的に見た場合、地域によって格差があるという状況にあるが、誰もが犯罪被害に遭う可能性がある中で、どの地域でも等しく支援を受けられる状況が望まれる。

上田市としても、今後特化条例の制定や見舞金の制度について、検討を進める必要があると考えている。現在は、先進市の取組や、支援の状況について、情報収集を進めているところである。令和 5 年度において、市としての犯罪被害者等の支援のあり方について、この審議会でもご意見を頂きながら、検討を進めていきたいと考えている。

【要望】(委員) 資料を見させて頂いた。全国の特化条例が、去年の 4 月 1 日時点の数字であるが、令和 4 年 4 月 1 日を超えてからは、爆発的に増えているイメージがある。全市で条例があるところも何県かあったと思う。

やはり、誰が被害に遭ってもおかしくないという状況で、例えば隣の坂城町に住んでいる方は、見舞金を頂いて明日の食べ物ははどうにかなったという状況が、上田市に住んでいると、条例がないばかりに、見舞金が頂けない、仕事もできない、明日からどうすればいいんだという状況に追い込まれる可能性があるということだ。是非、条例制定を真剣に考えて頂きたい。

《回答》(事務局) 犯罪被害者支援については、関係機関が連携して支援に取り組むことが大変大事だと認識している。条例等、検討する必要性は勿論ある。もう一つ大事なのは、それを運用して、いかに犯罪被害者の立場に立った支援が、それぞれの関係機関で連携してできるのかという、運用の面が最大の課題であると考えている。条例の件も含めて、市民の皆様の理解を頂くということも大事であるので、粘り強く、来年度以降取り組んでいきたい。

【要望】(委員) 来年度以降ということだが、上田市は周りからどんどん遅れていく。上田市の条例は、周りを見ながら、そろそろいいかなという感じで、全ての条例が遅い。人より早くやろうという気持ちはないのか。

《回答》(事務局) 先程委員さんのお話の中にもあったように、例えば一つの犯罪で、被害者の方が複数の市町村にまたがった場合に、該当する市からは見舞金を頂けたが、市に条例がない市町村では見舞金が頂けなかったということが起こり得る。長野県において今年 4 月に条例が制定されたが、上田市としても、鋭意取り組んでいきたいと考えている。現在、一部検討が始まった市町村があるという報道があるが、上田市も遅れることなくできる限りの進め方でやっていきたいと考えている。

6 【その他】

・資料に沿った説明 (事務局)

・「人権に関する市民意識調査について」説明

調査の目的は、人権に関する過去からの定期的な意識変化の傾向を把握し、今後の人権同和教育・啓発に資するとともに、人権施策基本方針改定の際の資料とするためである。

調査対象は、18歳以上の上田市民2,000人で、抽出方法は、住民基本台帳から男女・年代が均等になるように無作為に抽出した。

調査方法は、アンケート用紙を郵送で配布し、回答の回収は郵送及びインターネットによるウェブ回答で回収した。

設問の項目は、過去の調査のデータと経年で比較できるように、これまで上田市で実施してきた内容を基本に、長野県や、長野市、松本市なども参考にしながら26の設問を作成した。今回の調査の特徴は、LGBTQと犯罪被害者等の人権、新型コロナウイルス感染症に伴う人権に関する設問も追加した。

調査期間は、8月25日から9月15日にかけて実施。回収結果は、発送数は2,000件、そのうち未到達数は5件、回答数は842件、内訳としては郵送回答が663件、ウェブ回答179件。有効回答数841件である。

今後の日程は、回収したアンケートの回答から、データの集計、解析を行い、報告書を作成し、来年3月に公表する予定である。

・「自治会人権同和推進員制度の見直しと今後の地域における人権同和教育事業について」説明

今年の9月に、自治会連合会から、市が自治会に推薦依頼している各委員に関して要望が出された。内容は、高齢化や人口減少を背景に、推薦にあたって大変な苦勞を強いられているということで、教育委員会や生活環境部など、市が依頼している16の委員に対して廃止等の見直しをしてほしいというものである。

教育委員会では、毎年各自治会にお願いして、人権同和教育推進員を選任して頂き、各公民館と連携して頂きながら、主体的な人権教育を行って頂いているところであるが、その人権同和教育推進員もその対象となっており、自治連の要望では、見直し時期は令和5年度からお願いしたいということである。

人権同和教育推進員さんには、それぞれの自治会において、自治会懇談会を開催して頂き、また、公民館が実施する地域の指導者を対象とした養成講座や地区市民集会など、人権に関わる講座等にも御参加して頂いている。地域における人権教育等は、自治会の推進員を中心に、自主的な学習を公民館の支援を受けながら推進されることにより、人権問題の正しい理解と解決に向けた実践力の育成が図られた。

近年では自治会懇談会の参加者は減少し、その確保が課題となっている一方で、コロナ前までは、例年6,000人程度の参加者があることや、参加者の声やアンケートの記述などで、参加してよかった、大変勉強になったと、そういったお声を頂いており、一定の成果は得られていると考えている。

平成28年度には部落差別解消推進法をはじめとした人権3法が施行されるなど、社会変化等による様々な人権課題に対応した人権教育施策を市民と協働で推進することがますます求められており、自治会懇談会等の事業は形を変えながらも、今後も継続していく必要があると考えている。

こうした人権同和教育推進員が自治会から選出されなくなった場合、自治会は自主的主体的に行っている自治会懇談会の実施が今後困難になると思われるとともに、公民館が実施している指導者育成講座や地区市民集会にも影響が出てしまうと考えられる。

私どもが考えている今後の方向性は、自治会の皆様との協議がこれからであり、どのような結果になるかわからないが、自治連からの強い要望があり、現実的に自治会をめぐる状況を考えると、現状維持でお願いしていくことは困難であるとする。一方で、地域における人権教育は引き続き自治会と連携しながら推進していく必要があるため、次のように考えている。まず、自治連の要望では令和5年度から委員選出をしないという案が出されているが、一年延ばしていただき、今後について自治会や分館役員の皆様と協議させて頂きたいと考えている。具体的には、自治会懇談会の企画運営主体を自治会から公民館に変更し、公民館が

学習機会を提供するという形で各自治会に対して年1回程度の自治会懇談会を開催すること。また、公民館主催の人権学習の開催にあたっては、日程調整や地元への周知などについてできるだけ自治会の協力を頂きながら実施させて頂きたいということ。このようなことをお願いしたいと考えている。

【質問】(委員) 今回の市民意識調査の特徴の、LGBTQに関してだが、パートナーシップ制度の導入について、上田市では導入が済んでいるのか。それともこれからか。ちなみに近隣自治体では松本市が既に導入済みである。県は検討中である。

《回答》(事務局) 県内では、松本市と駒ケ根市の2市においてスタートしている状況である。長野県の人権・男女共同参画課において、今年の6月頃に、12、3の市町村が入った研究会を立ち上げている。具体的な素案までは研究会で示されていないが、来年4月からのスタートへ向けて、県が主導で、県内の松本市、駒ケ根市以外の市町村でも、パートナーシップ制度の運用ができるような取組を、現在進めている状況である。

【質問】(委員) 県の動向を見ながら、上田市は導入するかどうか決めるということか。

《回答》(事務局) 県が導入しようとしている中身までは、現在示されていないが、いずれにしろ来年の4月に、松本、駒ケ根以外の市町村でもパートナーシップ制度はスタートしていくと思われる。ただ、サービスの面で、どの程度のことが導入されるのか、その辺りはこれから議論が進んで、4月のスタートへ向けて進められていくものだと承知している。

【意見】(委員) できれば、上田市でもこういった制度が導入されればいいと望んでいる。

(事務局) 事務連絡

7 閉 会

(以上 2時間00分)